

(実績) 化学物質排出把握管理促進法 (化管法)

概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、化管法)は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律であり、PRTR 制度と SDS 制度を柱としている。PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置であり、事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を国に届け出て、国は届け出られたデータ及び国が推計したデータを集計し公表する制度です。SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート) 制度は、化学物質の性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置であり、事業者が対象化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、それらの情報が記載された SDS を提供することを義務付ける制度です。

当社では、化管法制度の在り方の検討支援、化管法対象物質の選定支援、届出外推計の実施、化管法の普及啓発支援等、官公庁を中心に政策支援を行っています。

- ・ 化管法の制度設計検討支援
- ・ [化管法対象物質の選定に係る有害性・暴露情報の収集](#)
- ・ [届出外排出量推計の実施](#)
- ・ 政府 GHS 分類
- ・ 化管法の普及啓発支援

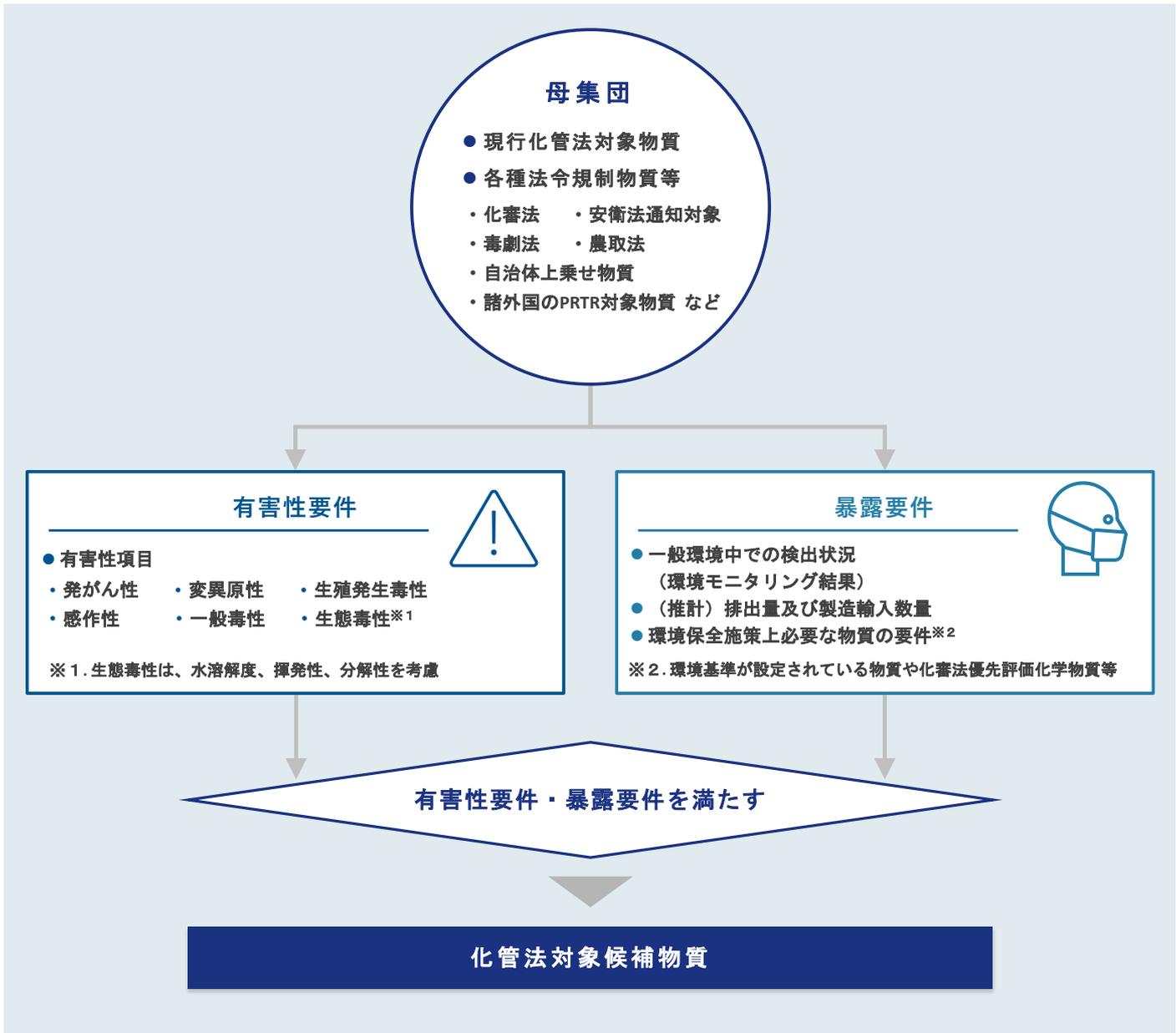
令和3年政令改正における化管法物質選定

令和3年政令改正における物質選定では、化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、「現行化管法対象物質」と、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、化管法対象物質として追加される可能性がある候補物質とした「各種法令規制物質等」を母集団として、有害性及び暴露の観点について要件を設けて対象物質を選定しました。

有害性要件に関しては、発がん性・変異原性・経口慢性毒性・吸入慢性毒性・呼吸器感作性・生態毒性・オゾン層破壊物質を対象項目として、各項目について選定基準を設定している。有害性項目については、国際的な潮流を踏まえ、科学的知見の蓄積状況を踏まえて検討することとされています。

暴露要件に関しては、モニタリング調査における検出状況に加え、新たに環境排出量を選定指標としました。環境排出量に関しては、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）におけるスクリーニング評価及び少量新規特例・低生産量特例制度で使用されている排出係数をベースに、化管法物質選定用の排出係数を作成し、環境排出量が推計されました。そのため、化審法対象外となる農薬等の排出係数は未設定のため、化審法対象外の用途を含む物質に関しては製造輸入数量を選定指標としました。また、国が環境保全上の支障の未然防止を図るための総合的な対策をとるために環境排出量の把握が必要とされている化学物質については、モニタリング調査や環境排出量によらず、選定されました。

当社では、化管法物質選定要件の検討、物質選定に際しての有害性・暴露データの収集・整理等を支援しました。



化管法対象物質の選定フロー

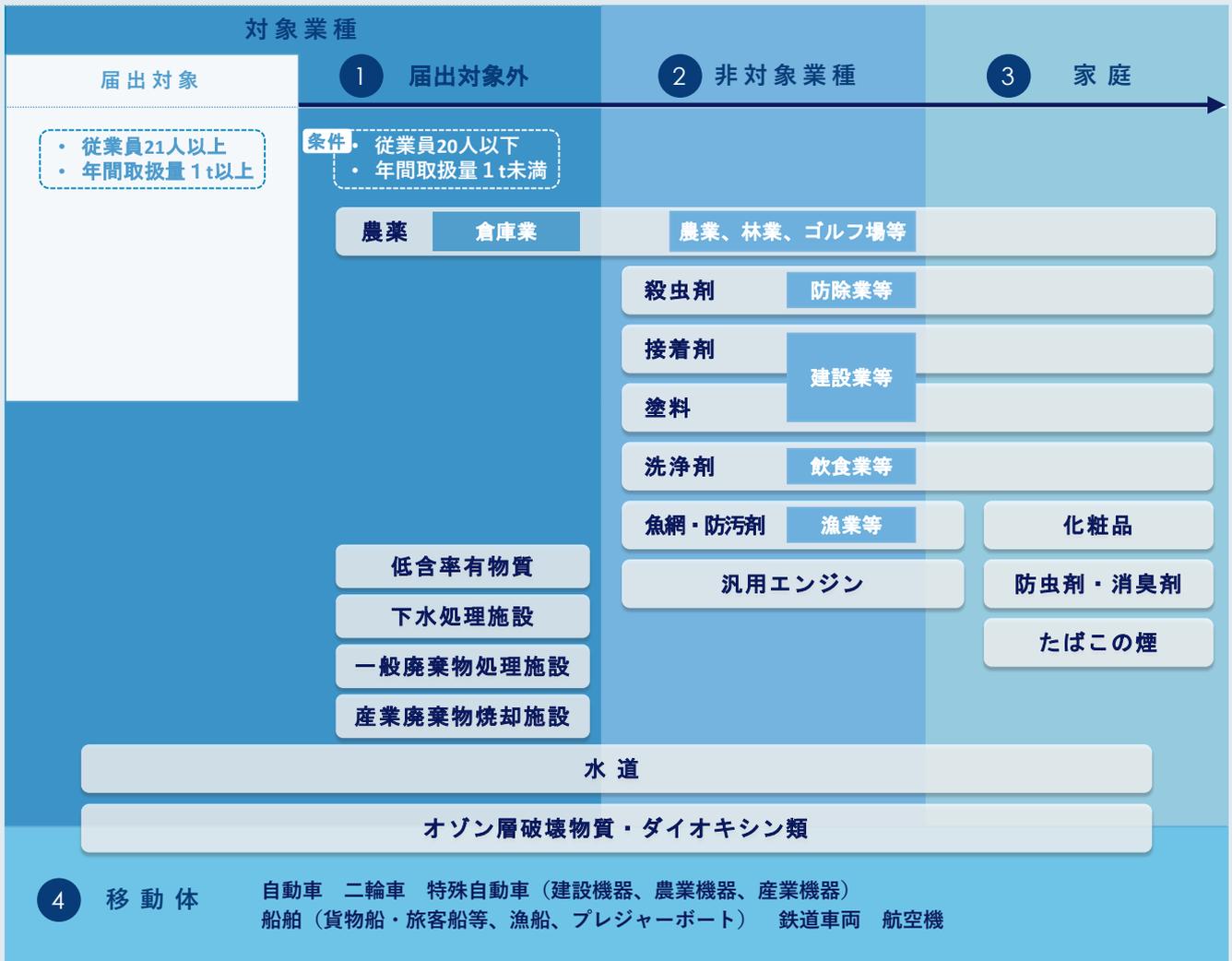
(各種資料からみずほリサーチ&テクノロジーズが作成)

化管法における届出外排出量推計

化管法では、第9条に基づき、経済産業大臣及び環境大臣は、関係行政機関の協力を得て、対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質の環境への排出量（以下「届出外排出量」という。）を経済産業省令・環境省令で定める事項ごとに算出（推計）し、届け出られた排出量の集計結果と併せて公表することとされています。省令で定める事項については、以下のとおり規定されています。

- ① 対象業種を営む事業者からの排出量のうち従業員数、取扱量等の一定の要件を満たさないため届出がなされないもの
- ② 対象業種以外の業種（以下「非対象業種」という。）のみを営む事業者からの排出量
- ③ 家庭からの排出量
- ④ 移動体からの排出量

推計項目は以下のとおりです。当社では、非点源からの排出項目を中心に届出外排出量の算出を実施しています。

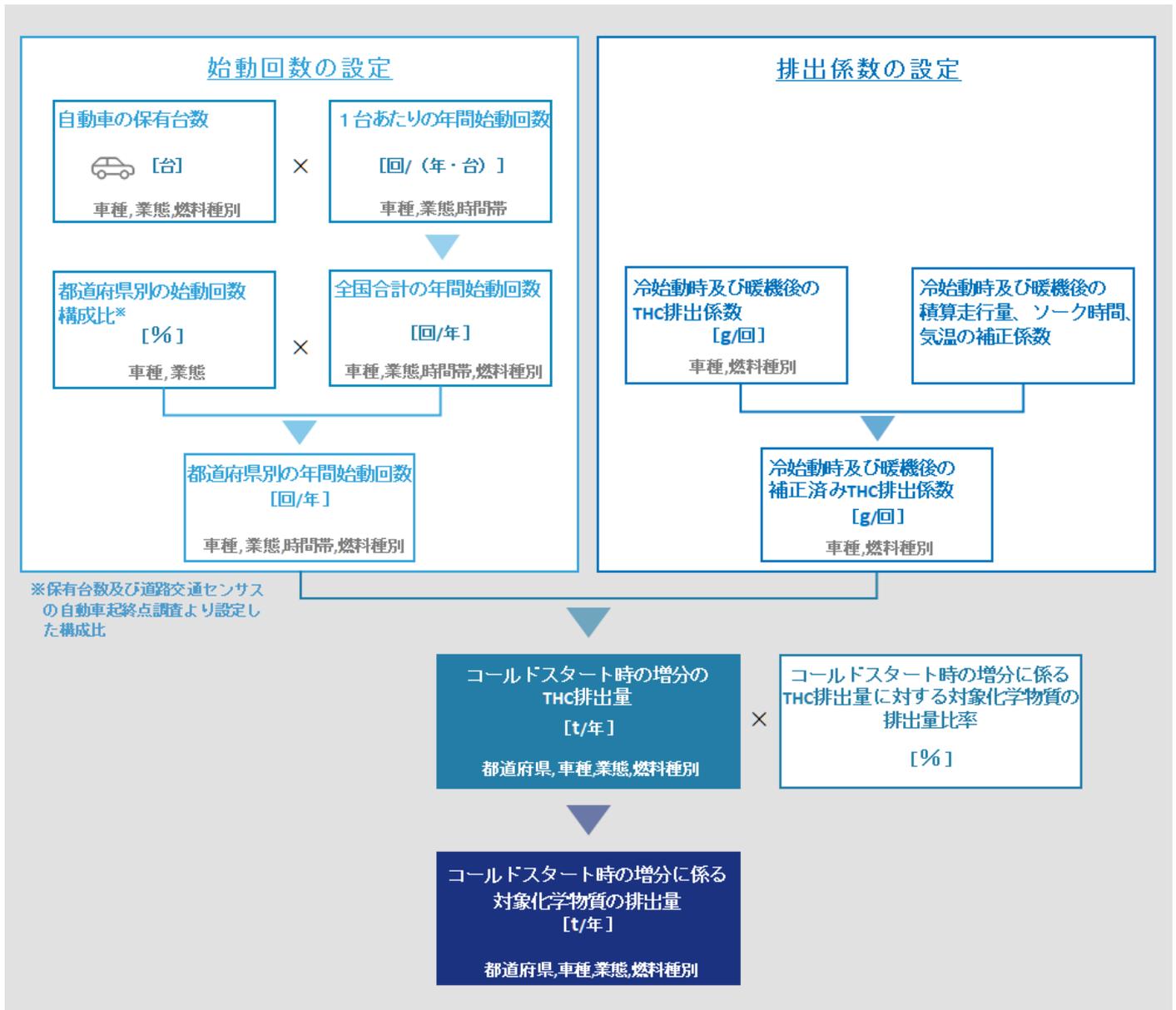


※あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではない。

集計の対象となる排出源の構成

(各種資料からみずほリサーチ&テクノロジーズが作成)

推計の例として、自動車（コールドスタート）における推計フローを示します。



自動車（コールドスタート時の増分）に係る排出量の推計フロー*

*環境省 PRTR インフォメーション広場からみずほりサーチ&テクノロジーズが作成